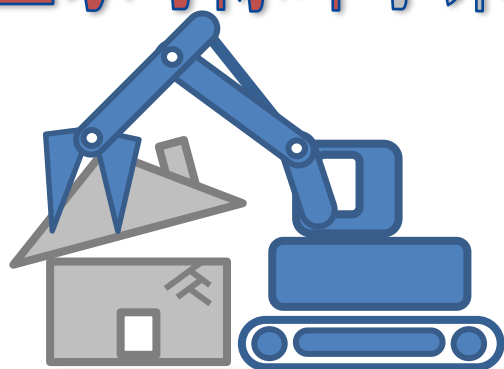


# 令和7年度 鳥取市空家等除却事業申込案内



本補助金は、倒壊等がはじまりつつある空家であって、防災上周囲に対して危険性が高い危険空家の除却を行う所有者（又はその法定相続人）に対し、当該工事に要する費用の一部を助成することにより、良好な景観及び生活環境の創生並びに安全で安心な地域づくりに寄与することを目的としています。

今回の募集は15件（先着順）で随時受付を行います。申込みには条件がありますので、本紙をよくお読みになったうえでお申込みください。また、選定後一か月を過ぎると辞退は認められません。あらかじめ除却費用の見積もりをお取りになるなど、計画的な事業実施を図られますようお願いいたします。

募集期間：令和7年5月7日（水）～令和8年1月30日（金）

先着順 ※定員に達し次第募集を締め切ります。

※令和8年3月上旬までに事業が完了するものが対象となります。

工期には余裕をもってお申込みください。



● 問い合わせ先 ●

鳥取市都市整備部

建築指導課

〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町 71

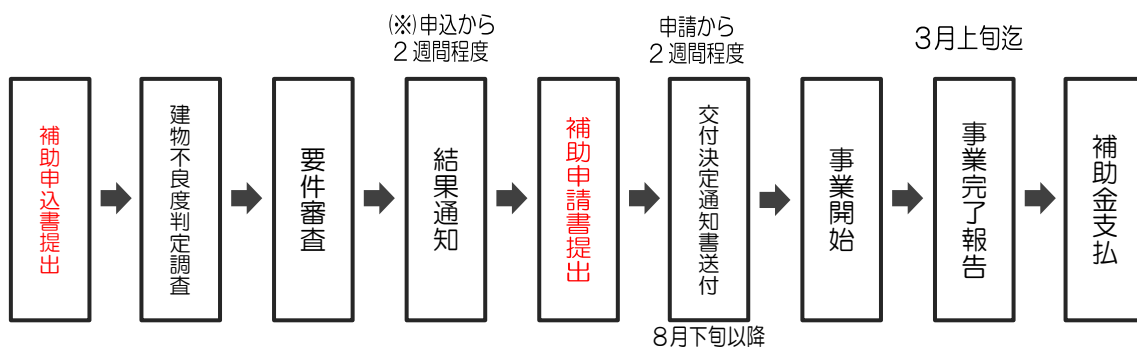
TEL : 0857-30-8364

## 1. 「鳥取市空家等除却事業」の流れ

今回ご案内するのは「**事前申込**」（審査の前段階）であり、補助事業の本申請ではありませんのでご注意ください。申込後の流れは次のとおりです。

補助申込後、市職員が対象となる空家の不良度判定調査を行い、判定調査結果と空家の周辺環境をもとに、防災上周囲に対して危険性が高い空家であるかどうか等を審査します。その後、申込者に対し審査結果を通知します。本補助の対象者となった方は、「鳥取市空家等除却事業費補助金交付要綱」に従い、補助申請を行っていただきます。補助申請後、鳥取市より交付決定通知書が届きますので、その後除却工事の契約並びに工事着手をすることができます。**交付決定前に除却工事に着手（契約含む）されると、補助の対象外になりますのでご注意ください。**

除却工事完了後は市職員が現地を確認し、適切に工事が行われたと認められた場合に補助金の支払いを行います。



(※) 法定相続人による申込の場合、相続関係の確認のため結果通知に2週間以上かかることがあります。

## 2. 補助の対象となる空家

「空家等対策の推進に関する特別措置法」第22条に規定する指導又は勧告を受けた「特定空家等」のうち、次の全てに該当するものが対象になります。

- ① 鳥取市内に存する建築物であって、現に使用されていないものであること。
- ② **木造又は軽量鉄骨造**の建築物であること。
- ③ 建築物の延床面積の**1/2以上**が居住の用に供されていたものであること。
- ④ 除却工事が、**附属建物を含んだ建築物の全てを**除却するものであること。
- ⑤ **令和8年3月上旬までに**除却工事が完了するものであること。
- ⑥ 国の基準により不良な建物と判定されたもの<sup>\*1</sup>であること。
- ⑦ 防災上周囲に対して危険性が高いと判断されたものであること。

※1⑥について、申込後、市職員が建物の判定調査を行います。家屋内に立ち入ることはありませんが、柱の傾斜等を計測するため敷地内に立ち入り調査を行う場合がありますので、予めご了承ください。屋外からの外観により判定するので立会いの必要はありません。判定結果により補助の対象外になる場合があります。

### 3. 申込資格者

前記「2. 補助の対象となる空家」の所有者又はその法定相続人で、次の要件の全てに該当する方です。

- ① 複数の者の共有（相続を含む。）に係る建築物を除却する場合は、当該建築物の共有者全員の同意が得られていること。
- ② 所有権以外の物権（賃借権を含む。）の設定がされている建築物を除却する場合は、当該権利者全員の同意が得られていること。
- ③ 助成を希望する申請者が市税等<sup>※2</sup>を滞納していないこと<sup>※3</sup>。
- ④ 不動産販売、不動産貸付又は駐車場等を業とする者が当該業のために行うものでないこと。

※2 市税等とは、鳥取市に納めるもののうち、市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料、下水道使用料、下水道受益者負担金をいいます。

※3 申込時に滞納の確認は行いませんが、本申請時に納付状況の調査を行います。

### 4. 募集戸数

15件（先着順）

### 5. 補助金額

補助金の交付の対象になる経費（以下、「補助対象経費」といいます。）は、補助対象建築物の除却工事（除却に係る建物廃材等の運搬及び処分に要する費用を含む）（以下、「除却工事費」といいます。）及び同一契約で当該空家内にある残置物を処分する費用（以下、「残置物処理費」といいます。）です。

※庭木の伐採は含まれません。

※当該建築物「内」にある残置物の処分に限ります。

補助金額は、この補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは切り捨て。）とし、除却工事費は60万円が上限、残置物処分費は20万円が上限です。

#### <補助金の計算例>

例1) 除却工事費180万円、残置物処理費が60万円の場合

$$180 \text{ 万円} \times \text{補助率} 1/2 = 90 \text{ 万円} \rightarrow 60 \text{ 万円交付}$$

$$60 \text{ 万円} \times \text{補助率} 1/2 = 30 \text{ 万円} \rightarrow 20 \text{ 万円交付}$$

除却工事180万円の1/2は90万円ですが、最大60万円までの補助であるため、補助金額は60万円です。

残置物処理費60万円の1/2は30万円ですが、最大20万円までの補助であるため、補助金額は20万円です。

例2) 除却工事費60万円、残置物処理費が20万円の場合

$$60 \text{ 万円} \times \text{補助率} 1/2 = 30 \text{ 万円} \rightarrow 30 \text{ 万円交付}$$

$$20 \text{ 万円} \times \text{補助率} 1/2 = 10 \text{ 万円} \rightarrow 10 \text{ 万円交付}$$

除却工事費60万円の1/2は30万円になり、補助金額は30万円です。

残置物処理費20万円の1/2は10万円になり、補助金額は10万円です。

## 6. 申込方法

申込書に記入し、必要書類を添付して下記まで郵送又はご持参ください。

### ○申込先

〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地（本庁舎5階51番窓口）

鳥取市役所都市整備部建築指導課（電話番号：0857-30-8364）

注意：各総合支所、ファックス、電子メール等での受付は行っていません。

### ○募集期間

令和7年5月7日（水）～令和8年1月30日（金）まで

※定員に達し次第募集を締め切ります。

※持参による申込の受付時間は、午前8時30分から午後5時までです。

（土曜日、日曜日、祝日を除きます。）

○申込書類(申込時には次の全ての書類等が必要です。)

① 鳥取市空家等除却事業費補助金申込書

② 空家の所有者が確認できる書類

(申込者が建物所有者又はその法定相続人であることを確認します。)

例) 建物の登記事項証明書、家屋の固定資産税納税通知書など

※ 法定相続人の場合は、建物の登記事項証明書等に加え、法定相続人であることを証明する書類(戸籍等)

補助申請書の提出時には、次の書類等を提出していただきます。

- ・ 除却工事見積書(補助対象経費項目がわかるもの※)
- ・ 建物の平面図及び床面積求積図(簡易なもので構いません)
- ・ 申請者が市税等を滞納していないことを確認する同意書他

※本体の除却工事費とは別に、残置物処理費及び補助対象外である庭木の伐採・建物外の残置物処理等の工事費がある場合は、それぞれ項目ごとに内訳を分けてください。

### 市街化調整区域内の建物の再建築・土地売却等をお考えの方へ

市街化調整区域は原則として市街化を抑制する区域となり建物の建築は禁止となっています。しかし、立地基準を満たせば開発許可・建築許可が下りる場合があります。

市街化調整区域内にある家や建物の解体工事を検討している場合は、建物の解体後に再建築できるのか、または土地売却できるのかをあらかじめ確認しておくことが大切です。

市街化調整区域内の再建築等に関してのお問合せは、建築指導課開発指導係(0857-30-8363)までご相談ください。